

※ 資料区分													
※ 受理警察署	┆	┆	┆	┆	┆	(署)							
※ 受理番号						※ 受理年月日		┆	年	┆	月	┆	日

警備業法第11条第1項の規定により届出をします。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

佐賀県 公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

佐賀県佐賀市松原一丁目1番〇〇号

佐賀警備株式会社 代表取締役 武雄次郎

(フリガナ)		サカケイヒス (S K K)													
氏名又は名称		佐賀警備株式会社													
認定をした公安委員会		佐賀県 公安委員会												※	
認定の番号		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇													
主たる営業所	名称	佐賀警備株式会社													
	所在地	佐賀県佐賀市松原一丁目1番〇〇号 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇番													
変更年月日				〇	〇	年	〇	〇	月	〇	〇	日			
変更の事由		会社の代表者が新たに就任（交替） 【 法人の代表者の新たな就任（交替） 】													

旧	(フリガナ) 氏名又は名称																				
	法人等の種別	1. 個人 2. 株式会社 3. 持分会社 4. 財団法人 5. 社団法人 9. その他																			
新	(フリガナ) 氏名又は名称																				
	法人等の種別	1. 個人 2. 株式会社 3. 持分会社 4. 財団法人 5. 社団法人 9. その他																			

旧	住 所											
新	住 所	電話 () 一 番 <table border="1" style="float: right; margin-top: -20px;"> <tr> <td>※</td> <td>!</td> <td>!</td> <td>!</td> <td>!</td> <td>!</td> </tr> </table>					※	!	!	!	!	!
※	!	!	!	!	!							

別紙2 法人の代表者又は役員の氏名等に変更があつた場合

※ 資料区分

代 表 者	旧	(フリガナ) 氏 名	サ、カ、タ、ロ、ウ															
		住 所	佐賀 太郎															
		住 所	佐賀県佐賀市松原一丁目1番〇〇号															
	新	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日								
			1	2	3	4	5	4	5	0	1	0	1					
		(フリガナ) 氏 名	タ、ケ、オ、シ、ロ、ウ															
新	住 所	武雄 次郎																
	住 所	佐賀県武雄市武雄町大字武雄〇〇番地																
	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日									
	1	2	3	4	5	4	5	0	2	0	2							

役 員	旧	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他															
		(フリガナ) 氏 名																
		住 所																
		生年月日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日									
		1	2	3	4													
	新	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 監査役 3. 業務を執行する社員 4. 理事 5. 監事 9. その他															
		(フリガナ) 氏 名																
		住 所																
		住 所																
		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日								
		1	2	3	4	5												

(注) 役員の就任又は退任のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、2以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）
- 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
- 「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条を参照すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。